

令和 2 年度
社会教育センター一年報
第 36 号



東大阪市立社会教育センター

はじめに

「令和」へと元号が変わり、三年目を迎えることとなり、私たちの生活様式も急速に変化しています。また、終わりの見えないコロナ禍の中、さまざまな課題が生涯学習にも影響を及ぼしています。人口の減少、少子・高齢化への流れは依然として存在し、ICTの発展やリモートの機会が増加するなど、そのような時代において、生涯学習の目的や役割は社会のなかで自らを成長させ、個人の人生を豊かにできるものであること、SDGs(持続可能な開発目標)の目標達成に向け積極的に取り組み、「第四次東大阪市生涯学習推進計画」に基づいて新しい時代の生涯学習を推進することが求められています。

これまでも、社会教育センターをはじめとした各公民分館及び公民分館分室は、「集い」「学び」「仲間づくり」の場であり、住民の学習需要や地域社会の形成、地域文化の振興に寄与すべき施設として長年活動を行ってまいりました。その一方で、施設面では各公民分館、公民分館分室とも老朽化が進み、毎年補修や工事を行い、平成29年度からは3カ年で耐震補強が必要な7か所の公民分館の耐震工事も行いましたが、施設面ではまだまだ課題があり、運営面では広く住民の学習拠点としての機能、地域の家庭教育支援拠点としての機能が公民館活動において求められており、活動に積極的な利用者は高齢の方々が多く、若い世代の方々の施設の利用や事業への参加が少ないことも以前からの課題です。

厳しい時代ではありますが、これからも幅広い世代において、集い、学び、さらには世代間を超え、コミュニケーションや仲間づくりのできる「より快適な施設」、「より魅力のある施設」をめざし、各公民分館、公民分館分室と連携・協働し、地域の関係団体の協力を得て、アフターコロナの新しい時代に期待を抱きながら、生涯学習推進に取り組んでいく所存であります。

今後ともよろしくご指導、ご協力の程、お願い申し上げます。

東大阪市立社会教育センター
館長 福原 信吾

目 次

第Ⅰ部 令和2年度事業報告

1. 東大阪市民講座	P 1
2. ふれあい勉強会	P 6
3. 人権市民講座	P 8
4. 識字学級	P 9
5. 社会教育関係団体に関する事業	P 10
6. 第31回東大阪市民文化芸術祭	P 15
7. 野外活動センター事業	P 16
8. 花園地域生涯学習ルーム	P 18
9. 生涯学習の場の提供事業	P 20
10. 公民館関係事業	P 25
11. 市民講座講師登録制度	P 30

第Ⅱ部 資料編

(1). 東大阪市立社会教育センター条例	P 31
(2). 東大阪市立社会教育センター条例施行規則	P 35
(3). 東大阪市立公民館運営審議会条例	P 39
(4). 東大阪市立野外活動センター条例	P 40
(5). 東大阪市立野外活動センター条例施行規則	P 45
(6). 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例	P 49
(7). 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則	P 52
(8). 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱	P 55
(9). 社会教育法(抜粋)	P 57

第 I 部 令和 2 年度事業報告

1. 東大阪市民講座

1. はじめに

市民講座は社会教育センター及び各公民分館が住民の方々に学習の機会を提供するため、毎年度開催している事業です。市民ニーズに幅広く応え得るよう内容を検討し、社会教育センターでは「前期市民講座」「夏期市民講座」「後期市民講座」を中心に取り組んでいます。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、前期及び夏期市民講座の実施を見送りましたが、後期市民講座において、今の時代に求められる知識に関する講座として「今さら聞けないスマホの基本」や「アロマセラピーを用いたストレスケア」、「民謡は声で描く風物詩」、「歴史探訪」といった伝統や人気に支えられた講座、また「人生でやりたい100のこと」という「終活」に関する講座等多彩な講座を開催いたしました。また各公民分館においても、コロナ禍の下、工夫を凝らした講座を開設し、好評を博しました。

2月には、恒例の連携6大学公開講座を本市内にある4大学と近隣市にある2大学との協力のもと、「危機に直面した時我々にできること～新型コロナウイルスなどによる不安な時代に向き合うための6大学からの魂の提言」を共通テーマに各大学のもつ学風や特性を活かした講座を開催し、身近に大学の講座を経験していただきました。

今後も、社会教育センター及び公民分館、公民分館分室では、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という公民館機能を最大限に発揮し、生涯学習拠点、きっかけづくりの場として魅力のある「市民講座」の開設に取り組んでいきたいと考えています。

2. 講座

(1) 社会教育センター市民講座（前期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
新型コロナウイルスの影響に伴い中止							

(3) 社会教育センター市民講座（夏休み企画）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
新型コロナウイルスの影響に伴い中止							

(4) 社会教育センター市民講座（後期講座）

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
今さら聞けないスマホの基本(午前の部)	4	11/4・11・18・25 (毎週水曜日)	便利な使い方や正しく知って安全に使おう！グループになって楽しく学びます。 午前の部：iPhone 午後の部：Android	15	50	54	社会教育センター
今さら聞けないスマホの基本(午後の部)	4			15	98	52	
アロマテラピーを用いたストレスケア	5	11/4・11・18・25 12/2 (毎週水曜日)	一体ストレスって何？とストレスそのものの理解を深め、アロマがストレスケアにお勧めの理由と、日常に楽しみながら取り入れる方法を、実技も含めお伝えします。	25	32	112	
姿勢改善リラックス	4	11/12・26 12/3・10 (毎回水曜日)	ストレッチポールを使用し、首、肩、肩甲骨まわり、股関節まわりをほぐしていきます。 身体の歪みを直し、身体のこりやほりを和らげ、本来あるべき状態に戻しリラックスできるプログラムです。	12	96	32	

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
歴史探訪10	5	10/24 11/7・14・28 12/5 (毎回土曜日)	(1回目)「東大阪の歴史遺産再発見」～『日本書紀』編纂1300年～ (2回目)放出街道を歩く 阿遅速雄神社、森河内八幡神社、愛宕勝軍地蔵、諏訪神社、鴨高田神社、布施戎神社など (3回目)龍田道を歩く 斑鳩神社、赤染の井、法隆寺、夢殿、藤の木古墳、龍田神社など (4回目)東高野街道を歩く 石切劔箭神社、日下貝塚、善根寺春日神社、野崎観音など (5回目)伊勢街道を歩く 玉造稻荷神社、深江稻荷神社、鉄砲資料館、深江郷土資料館、天神社など	30	131	164	社会教育センター
人生でやりたい100のこと	4	11/15・22・29 12/6 (毎週日曜日)	まずは今年に実現させたい30のことを書いてもらいます。 夢は書き出し、共有することで叶いやすくなります。 この方法を実践して、人生を楽しく、豊かにしましょう！	30	17	47	
楽しい川柳初級講座	5	11/10・17・24 12/1・8 (毎週火曜日)	人間の喜怒哀楽を自由に、幅広く何でも詠む川柳を作りましょう。	30	19	80	
民謡は声で描く風物詩	5	11/13・20・27 12/4・11 (毎週金曜日)	日本の伝統芸能「民謡」を唄ってみませんか？ 「民謡は声で描く風物詩」全国つづうらうら唄いながら四季を楽しみませんか。 大きな声でストレス解消・健康維持に効果抜群ですよ。	30	53	90	
			計	187	496	631	

(6) 社会教育センター ロビーコンサート

講座名	回数	開催時期	講座内容	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
新型コロナウイルスの影響に伴い中止							

(7) 東大阪市連携6大学公開講座

講座名	回数	開催時期	講師	募集人数	応募者人数	受講者延数	開催場所
新たな共生を目指して～危機のあとの社会～	1	2/2 (火曜日)	大阪経済法科大学 アジア研究所 客員教授 内海 成治 先生	80	57	52	男女共同参画センター イコラーム
新幹線開発までの危機と将来展望	1	2/3 (水曜日)	大阪産業大学 工学部交通機械工学科 教授 大津山 澄明 先生	80	76	68	
コロナで混とんとする世情を乗り切る心のすべを学ぶ	1	2/4 (木曜日)	東大阪大学 こども学部こども学科 准教授 高岡 忍 先生	80	50	44	
「危機感の共有」のあり方を考える～地域経済の視点から～	1	2/5 (金曜日)	大阪商業大学 大阪商業大学副学長 兼 経済学部 教授 西嶋 淳 先生	80	56	48	
コロナ禍から学ぼう～今日からできる東洋医学の心身管理～	1	2/6 (土曜日)	近畿大学 社会連携推進センター 講師 日置 智津子 先生	80	97	80	
日本近代文学と感染症ーコロナの時代に文学は可能かー	1	2/7 (日曜日)	大阪樟蔭女子大学 国文学科 教授 黒田 大河 先生	80	55	45	
			計	480	391	337	

(8) 公民分館市民講座

No.	公民分館名	講座名	回数	募集 人数	受講者 延数
1	縄手南公民分館	太極拳	6	30	107
2	池島公民分館	歴史講座	1	30	31
3	上小阪公民分館	カラオケ教室	5	10	54
4	大蓮公民分館	ちりめん手芸教室	4	30	80
計			16	100	272

3. まとめ

情報化社会と言われる今日、誰もが「いつでも、どこでも」学べる機会を得られるような取り組みが必要であり、講座開催の中でも参加者同士が交流を深めることが大切です。今年度の市民講座としましては、市民の学習ニーズに応え、社会教育センターにて13講座、公民分館・分室にて4講座、合計17講座を実施しました。

市民講座の概要

() 内は前年度数

担当館	講座数	受講者延数
社会教育センター	13 (26)	968 (2,216)
ロビーコンサート	0 (1)	0 (98)
公民分館・分室	4 (18)	272 (2,308)
合計	17 (45)	1,240 (4,622)

2. ふれあい勉強会

1. はじめに

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、家庭や学校及び地域社会でたくましく生きることが、全ての保護者の願いでもあります。しかし、近年子どもたちを取り巻く社会環境の変化は著しく、日常生活の中での子育てについても、新たな課題が生じてきています。

昭和62年度より、市民講座の一環として「家庭教育学級」を実施してきましたが、地域社会の住人がより多くふれあうことを大切にしたいと考え、また、地域の生涯学習のニーズに応えるため、平成2年度より「ふれあい勉強会」と名付け、今日に至っています。

2. 実施の状況

本年度は、孔舎衛公民分館で開催いたしました。企画計画案をもとに講師を依頼し、テーマ・日時等を決めています。地域への周知の方法としては、講座ごとのチラシを各自治会に回覧しています。

また、講座については講師との連絡を密にし、内容の確認や必要に応じて資料等を準備しています。

3. 令和2年度講座内容

実施場所	講座名	日	回数	受講者 延数
孔舎衛公民分館	感染症と人々の戦いの歴史	12/9	1	21
	江戸時代の疱瘡と大阪桃山	1/20	1	16
	病院ーコロナ後の世界	2/10	1	18

4. 開催分館

平成2年度	・長堂	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成3年度	・長堂	・小阪	・盾津鴻池	・孔舎衛
平成4年度	・柏田	・小阪	・英田	・孔舎衛
平成5年度	・柏田	・小阪	・玉串	・孔舎衛
平成6年度	・柏田	・小阪	・孔舎衛	
平成7年度	・柏田	・小阪	・岩田	・孔舎衛
平成8年度	・楠根	・小阪	・盾津東	・孔舎衛
平成9年度	・楠根	・菱屋西	・孔舎衛	
平成10年度	・楠根	・孔舎衛		
平成11年度	・長堂	・柏田	・孔舎衛	
平成12年度	・長堂	・盾津東	・孔舎衛	
平成13年度	・菱屋西	・孔舎衛		
平成14年度	・孔舎衛			
平成15年度	・長堂	・楠根	・荒川	・孔舎衛
平成16年度	・長堂	・孔舎衛		
平成17年度 ～ 令和2年度	・孔舎衛			

5. 今後の課題

少子高齢化社会の中で、地域でのふれあいを大切にし、世代間の連携、交流を深める場にしていき、地域の活性化や街づくりにつながるような講座にしていきたいと思っています。

3. 人権市民講座

1. はじめに

本講座は、本市総合計画基本構想の理念である「人権尊重に根差した市民都市の創造」の実現を図るため、“平和と人権”を柱に、基本的人権の大切さを浸透させ、あわせて、家庭・学校・地域の一体性の確保を目的としています。

経過として、昭和 60 年度（1985）から長瀬北公民分館で実施し、10 月の“公民館まつり”を主軸にプログラム化し、人権市民講座、人権教育講座、郷土史講座等を開催しています。人権啓発事業の一環として、関係行政部局、学校関係者等により、「人権啓発金岡中学校区運営委員会」を構成して運営に当たっています。事務局は社会教育センターが担当しています。

2. 今年度の取り組み

人権啓発金岡中学校区運営委員会と長瀬北公民分館運営委員会が連携を取りながら、講演会等、次のような事業を実施しました。

(1) 人権市民講座及び人権教育講座

回	日 時	テ ー マ	内 容	会 場	参加人数
1	中止	金中フェスティバル	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		
2	中止	公民館まつり	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		
3	中止	さくらまつり	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止		

4. 識 字 学 級

1. はじめに

わが国では、学校教育の普及により識字率が大幅に引き上げられました。しかし一方、貧困や差別・戦争などのために文字を学ぶ機会を奪われた人々がおられます。文字を取り戻し、文字を通じて社会を知り、人生を考え、自分を活かして生きる力を養うため、識字活動が展開されています。

本市では、2つの地域でそれぞれ毎週火曜日及び水曜日に午後7時から、識字学級を開催しています。

2. 開催状況

(1) 講師数

	令和元年度	令和2年度
荒 本 識 字 学 級	14人	14人
蛇 草 識 字 学 級	9人	9人

(2) 学級生数

	令和元年度	令和2年度
荒 本 識 字 学 級	14人	14人
蛇 草 識 字 学 級	7人	7人

(3) 学級生数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
荒本	新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止												0
蛇草													0

毎週の学習のほかに、年に1回の一泊研修会※・東大阪識字連絡会交流会・識字展・識字デー市民の集い等の行事に参加しています。

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響に伴い実施せず

5. 社会教育関係団体に関する事業

1. はじめに

東大阪市文化連盟をはじめ、社会教育関係団体の助成を行っています。

2. 東大阪市文化連盟

文化連盟は、市内の文化活動の中心となり、加盟 26 団体がそれぞれの文化活動を通じて、市民文化の発展と振興に寄与し、積極的に文化事業を推進しています。

[1] 第 54 回東大阪市民文化祭の開催

文化連盟加盟団体の主催による第 54 回東大阪市民文化祭は、8 月の「東大阪市クラシックバレエ協会発表会」から始まり、11 月の「『彩』絵手展」まで市内各所で繰り広げられました。（開催日程は次頁のとおり）

[2] 第 54 回東大阪市文化連盟功労者表彰式典

と き 令和 2 年 11 月 3 日(月) 午前 10 時～

と ころ 東大阪市立社会教育センター

式 典 東大阪市文化連盟功労者 26 名

[3] 第 38 回東大阪市文化のつどい

新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止

[4] 研修

新型コロナウイルスの影響に伴い事業中止

[5] 各種委員会・審議会への参加

社会教育委員の会議

公民館運営審議会

図書館協議会

体育館運営審議会

青少年問題協議会

社会福祉協議会

生涯学習市民推進会議

東大阪市民文化芸術審議会

美術センター運営懇談会

令和2年度 第54回東大阪市民文化祭等 開催日程表

種 目	開催期間	開催時間	開催場所
東大阪市クラシックバレエ協会発表会	8/10(日)	11:00～	東大阪市文化創造館小ホール
第47回 東大阪市民川柳大会	9/27(日)		通信制による開催
大正琴演奏会	10/3(土)	11:30～16:00	東大阪市文化創造館小ホール
吟詠歌謡を楽しむ大会	10/11(日)	12:30～16:00	東大阪市文化創造館 多目的室
第54回 東大阪市民文化祭書道展	10/16(土)～18(日)	10:00～17:00 最終日は15:00まで	東大阪市民美術センター
第54回 東大阪市民俳句大会	10/25(日)		通信制による開催
第54回 民謡・新舞踊大会	10/31(土)	11:00 ～ 17:00	東大阪市文化創造館小ホール
「彩」絵手紙 展	10/31(土)～11/1(日)	11:00～16:00	東大阪市文化創造館 エレベーター前ホール

東大阪市文化連盟(26 団体)

団 体 名	活 動 種 目
東 大 阪 市 素 義 幼 声 会	浄 瑠 璃
東 大 阪 三 曲 協 会	三 曲
東 大 阪 工 芸 協 会	美 術 工 芸
東 大 阪 市 美 術 協 会	美 術
東 大 阪 市 書 道 協 会	書 道
東 大 阪 短 歌 会	短 歌
東 大 阪 市 民 俳 句 会	俳 句
東 大 阪 市 詩 吟 連 盟	詩 吟
東 大 阪 市 民 舞 協 会	民 踊
東 大 阪 市 合 唱 連 盟	合 唱
日 本 民 謡 東 大 阪 連 合 会	民 謡
石 燕 同 好 会	愛 石
東 大 阪 社 交 舞 踏 連 盟	社 交 ダ ン ス
川 柳 東 大 阪	川 柳
東 大 阪 市 茶 花 道 協 会	茶 花 道
東 大 阪 市 大 正 琴 協 会	大 正 琴
東 大 阪 市 詩 舞 連 合 会	詩 舞
も ん じ 文 化 愛 好 会	も ん じ
東 大 阪 市 吟 詠 歌 謡 連 盟	吟 詠 歌 謡
東 大 阪 市 フ ラ 協 会	フ ラ ダ ン ス
東 大 阪 市 吹 奏 楽 連 盟	吹 奏 楽
東 大 阪 市 折 り 鶴 の 会	折 り 紙
東 大 阪 市 絵 手 紙 彩	絵 手 紙
東 大 阪 日 本 舞 踊 を 楽 し む 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 日 本 舞 踊 協 会	日 本 舞 踊
東 大 阪 市 ク ラ シ ッ ク バ レ エ 協 会	ク ラ シ ッ ク バ レ エ

3. 地域婦人団体協議会

「東大阪市地域婦人団体協議会」は、事務局「市立青少年女性センター」が閉館されたことから、平成30年4月1日付で「市立社会教育センター」へ事務移管されました。

「地域婦人会」は年齢、職業、思想、政治的信条等を異にしながらも「同一の地域の主婦である」ということを唯一の共通項とし、結ばれている婦人団体です。「婦人会」は、住民と行政をつなぐ存在として、地域コミュニティの役割を担う社会教育団体の一つです。

「地域婦人会」は、「地域」という共通項、類似性はあっても、その事業や活動は、原則的には、個々の団体の自主的な動きに任されています。

昭和42年2月1日、布施、河内、枚岡の3市が合併して「東大阪市」が誕生後には、それぞれ三市で活動していた「地域婦人会」が集まり、「東大阪市地域婦人団体協議会」を発足させたものです。

発足当初は、市内の全地域で加入していたものの、脱会する婦人会が続出し、現在は、長堂、永和、小阪、大蓮、花園の5地区が加入しています。東大阪市から「活動補助金」を支出し、その活動を支援している社会教育団体です。

令和2年12月に「会員調査」を実施したところ、1,000人を超えていた会員数が4分の1にまで減少していました。若年層が組織離れを起こし、会員数が減少し、高齢化が進むという課題を抱えています。

「大阪府地域婦人団体協議会」が昭和25年5月発足。東大阪市は、現在「大阪府地域婦人団体協議会」に加入しています。昭和27年7月には、全国の都道府県を結ぶ「連絡協議会」として「全国地域婦人団体協議会」を発足させました。2020年度現在、全国49団体（47都道府県+2政令市）が加入している、全国規模の社会教育団体です。

2020年度の活動

2019年12月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発症して、世界中が、未知のウイルス感染拡大の災禍に見舞われ、日常生活に「自粛」が求められ、制約が多い生活を送ることになりました。

令和2年4月7日、政府が、特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」を発出したため、「2020年度総会」を、急きょ「書面開催」（4月25日）に切り替えました。

5月は、感染予防のため活動を自粛しました。6月は、年間活動計画を練り直しました。

未知のウイルス感染症が感染拡大して「非常事態宣言」が発出される等、厳しい日常が続き、ウイルス感染の脅威の中で、「広く市民に役立つ活動」「地域に貢献できる活動」を実践していくことを活動目標に掲げて、活動を実施しました。

「新型コロナウイルス感染症」に関する情報が溢れるなかで「正しい知識を得て、正しく予防対策を取ろう」と、感染予防対策の専門家である東大阪医療センター副院長 山田 晃正先生を招聘して「新型コロナウイルスとの闘い方」と題した研修会を開催しました。

研修会の開催は、一般新聞紙で記事が掲載され、東大阪ケーブルテレビでは、「予防対策」に関する研修内容を、ダイジェスト番組として制作して長期間放映されました。より多くの市民の方々に予防対策を知っていただく機会ができて「社会貢献」の一端を担うことができました。

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大時における自然災害に備えて、9月大阪国際大学 准教授西岡かおり先生を迎えて、身近な防災方法について学びました。同内容に関しても、新聞報道があり、東大阪ケーブルテレビで放映されました。2020年7月1日以降「レジ袋の有料化」が導入されたことから、公共財団法人日本容器包装リサイクル協会から、講師を招いて「本当にプラスチックごみは減らせるのか？」というセンセーショナルなタイトルで、消費者問題部会研修会を開催しました。例年なら、インフルエンザが流行する10月には、再び、東大阪医療センター山田晃正先生を招いて、「新型コロナウイルス感染症」と「インフルエンザ」の予防法について研修会を開催して新聞紙報道、東大阪ケーブルテレビで放映していただき、より多くの方々への啓発を実現しました。

感染症の蔓延は収まらない状況下で、治療に取り組む医療従事者やその家族へのいじめ、罹患者への差別、誹謗・中傷事件が多発しました。インターネットやSNSでの人権侵害事件は、過去2番目に多い1985件（法務省発表）外出制限や、マスク装着の徹底など。以前の日常生活とはかけ離れた忍耐が要求され、「いらだち」や「怒り」の感情から「家庭内暴力」や「子どもへの虐待」などの問題を引き起こす要因にもなりました。こうした「怒り」や「いらだち」について学び、怒りを上手に発散し、コントロールする「実践テクニック」を学ぶ研修会を開催しました。「未知の感染症」に混乱する地域社会において、その課題解決のため、真摯に取り組みました。

開催日	研修名	講師
7月14日(火)	「新型コロナウイルスとの闘い方」 7月29日朝刊記事掲載 東大阪ケーブルテレビ特集番組 放映	東大阪医療センター副院長 山田 晃正氏
9月8日(火)	「防災の基本は自助・共助」 ～はじめよう！身近なことから～ 9月13日朝刊記事掲載・ケーブルテレビ放映	大阪国際大学 人間科学部 西岡 かおり氏
9月18日(金)	「本当にプラスチックごみは減らせるのか？」	(財) 日本容器包装リサイクル協会 高橋 健太郎氏
10月13日(火)	「2025年関西万博博覧会を考える！」(現地研修)	1970年大阪万博会場 万博記念公園「太陽の塔」内部観覧
10月20日(火)	「新型コロナ」と「インフルエンザ」の ダブルパンチ？～どう向き合えばいいの？～ 11月16日朝刊記事掲載・ケーブルテレビ放映	東大阪医療センター副院長 山田 晃正氏
11月8日(日)	「笑う門には福来る」 ～いじめられっ子のぼくが落語家になったわけ～	落語家 林家 染太氏
令和3年 1月29日(金)	「インターネットと人権侵害」	㈱明洋ライセンススクール 川口 昌彦氏
2月9日(火)	「“怒り”と上手につきあうコツ」 ～アンガーマネジメントを学ぼう～	国際コーチング連盟 プロフェッショナルコーチ 井上 泰世氏

6. 第31回東大阪市民文化芸術祭

市民を対象に、公募により第31回東大阪市民文化芸術祭を令和3年3月5日(金)～7日(日)の3日間、東大阪市民文化創造館で実施しました。

子どもからお年寄りまでの文化交流の場として、市民参加による実行委員会を構成し、市の委託事業として実施しました。

- 主 催 第31回東大阪市民文化芸術祭実行委員会
東大阪市・東大阪市教育委員会
- 共 催 PFI東大阪文化創造館(株)
- 開催場所 東大阪市文化創造館
- 開催日時 令和3年3月5日(金) 午前10時～午後5時
6日(土) //
7日(日) //

○ 開催概要

(1) 展示出品者数等

	団体数 (個人含む)	出品者数 (人)
絵 画 等	16	86
書 道・拓 本 等	10	73
文 芸 (俳句・川柳・短歌等)	3	21
手 芸	8	34
工 芸	4	40
写 真 等	9	55
そ の 他	14	82
陶 芸	6	75
合 計	70	466

(2) 舞台出演者数等

月 日	団体数 (個人含む)	出演者数 (人)
3月5日	34	316
3月6日	25	348
3月7日	29	538
合 計	88	1,202

(3) 鑑賞者数

月 日	鑑賞者数 (人)
3月5日	1,391
3月6日	3,476
3月7日	3,363
合 計	8,230

7. 野外活動センター事業(愛称「自由の森なるかわ」)

1. はじめに

平成9年5月、生駒山系東大阪市六万寺町一丁目の府民の森なるかわ園南端(敷地約4ヘクタール)に、市民の自然保護意識の醸成と充実した余暇を過ごすために開設されました。

野外活動センター主催事業として、小・中学生を対象とした「アドベンチャーキャンプ」・「野外活動クラブ」や一般を対象とした日帰り「アーチェリークラブ」、「アウトドアクッキング」等を実施しています。

2. 施設の概要

(1) 宿泊施設

施設名	タイプ	数	仕様・設備等
バンガロー	12人用：和洋室 6人用：洋室 6人用：和室	1 2 1	4棟共通 ログハウス・野外デッキ付 トイレ・シャワー・キッチン・空調設備 寝具・調理用具・食器・冷蔵庫付
テント	8人用	15	テントデッキに常設 寝具・調理器具・食器付
フレッシュ エアテント	10人用	5	テントデッキに常設の大テント 寝具・調理器具・食器付

(2) 管理施設

施設名	主な構成	仕様・設備等
管理棟 I	研修室(大) 研修室(小) ロビー・事務室	各種研修会・講演会等に使用、椅子使用で約60人収容可能 木工等の工作、少人数の研修会に使用
管理棟 II	シャワー室 トイレ 倉庫 職員用仮眠室	宿泊利用者用男女別シャワーブース(各5ブース) 炊さん用具等キャンプ用具収納 職員仮眠室(5人×3室)・食事兼ミーティング室

(3) その他施設・工作物

施設名	数	仕様・設備等
炊事棟	2	テント・フレッシュエアテント各サイトに設備 かまど・流し台・調理用テーブル
トイレ棟	2	炊事棟と同じく各サイトに設置 男女別・障がい者対応
野外炉	10	自然石作りのバーベキューロストル 広場に接して設置
木製遊具	3	アリジゴク・ドラタタキ・谷川渡りの3種類

3. 事業の概要

野外活動センター利用者数(日帰り利用者含む)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H9	0	910	691	1,312	1,747	717	939	811	230	57	165	436	8,015
H10	584	1,363	706	1,518	2,048	752	645	1,206	330	152	222	316	9,842
H11	713	1,627	1,103	1,251	1,374	588	891	792	237	177	146	517	9,416
H12	554	1,161	529	1,188	1,638	714	596	652	352	136	170	331	8,021
H13	799	1,173	899	1,367	1,654	667	647	686	365	149	182	306	8,894
H14	482	1,318	638	1,030	1,786	672	790	900	331	159	87	237	8,430
H15	305	1,300	442	1,140	1,485	585	508	1,218	228	150	296	276	7,933
H16	416	1,353	370	1,921	1,542	684	591	691	325	273	172	256	8,594
H17	310	1,820	809	929	1,319	526	727	764	160	157	122	265	7,908
H18	201	1,396	793	881	1,935	595	537	615	308	211	166	330	7,968
H19	366	1,036	678	1,038	2,405	805	593	798	234	371	201	532	9,057
H20	305	1,351	404	1,143	2,203	638	691	661	313	375	190	1,264	9,538
H21	314	969	830	847	2,474	860	712	778	327	542	231	572	9,456
H22	361	1,469	523	917	1,904	658	943	626	382	300	437	764	9,284
H23	508	1,788	830	1,837	2,282	782	482	777	258	260	893	367	11,064
H24	503	1,220	599	963	2,547	701	723	727	324	333	524	854	10,018
H25	573	1,355	891	1,359	3,329	612	537	856	226	203	643	474	11,058
H26	426	1,493	644	1,309	2,623	858	766	766	202	220	912	732	10,951
H27	723	1,656	842	1,290	2,886	958	730	385	261	244	990	587	11,552
H28	347	1,416	510	1,384	2,366	594	1,256	1,073	206	188	792	563	10,695
H29	523	1,444	387	1,024	1,906	466	688	477	161	153	683	312	8,224
H30	138	995	365	412	1,423	515	1,282	452	206	422	772	460	7,442
R1	616	1,617	608	1,373	1,789	605	653	1,159	193	797	226	0	9,636
R2	0	65	384	696	1,185	809	603	286	305	181	304	574	5,392

8. 花園地域生涯学習ルーム

1. はじめに

花園地域生涯学習ルームは、地域の方々が健康で心豊かに過ごすための生涯学習の場として利用されています。誰もが気軽に利用できるよう、小学校の余裕教室を使い、「開かれた学校」として、地域の生涯学習の振興をめざしています。

2. 事業の概要

- ・名称 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム
- ・所在地 東大阪市花園本町二丁目7番41号(市立花園小学校内)
- ・施設 3室 ①交流室・・・地域のみなさんの交流の場
②和室・・・24畳の広々とした部屋
③洋室・・・多目的に利用できる部屋
- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 月・木曜日及び年末年始
- ・申込受付 1月単位で、月末日曜日に翌月の申込を受付
- ・管理運営 東大阪市立花園地域生涯学習ルーム管理運営委員会
- ・供用開始 平成9年9月23日

3. 事業効果と課題

地域に開かれた学校をめざして、自治会・学校・PTA・社会教育団体等の参加のもとに、平成9年9月より、自主的な「地域生涯学習ルーム管理運営委員会」が組織されました。供用開始以来、自主講座及び市民講座等も、管理運営委員会・自治会、そして女性部等の協力で運営され、学校の学習やPTA活動にも利用されています。

今後も学習ルームのPRや、講座の充実をめざし、利用の促進を図っていかねばなりません。

4. 利用状況

(1) 月別利用件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
地域	0	0	17	17	15	15	18	19	8	0	0	2	111
学校	0	0	6	0	0	11	5	1	1	5	2	15	46
合計	0	0	23	17	15	26	23	20	9	5	2	17	157

(2) 月別利用人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
地域	0	0	133	120	126	130	180	207	54	0	0	134	1,084
学校	0	0	303	0	0	356	93	8	70	224	20	23	1,097
合計	0	0	436	120	126	486	273	215	124	224	20	157	2,181

(3) 市民講座

① 「歴史講座（各駅停車のまち歩き）」

講師：佐藤 啓二 氏

回	月 日	テ ー マ	参加延人数
新型コロナウイルスの影響に伴い中止			

② 「健美操（体験講座）」

講師：清水 広絵 氏

回	月 日	テ ー マ	参加人数
1	7月22日（水）	健美操は、調息。調身・調心を通して、健康で元気に過ごせる身体作りの体操です。肩こり、腰痛、膝痛、冷え性、肥満、不定愁訴からぬけ出しましょう。	54
2	8月19日（水）		
3	8月26日（水）		
4	9月16日（水）		

9. 生涯学習の場の提供事業

1. はじめに

市民に生涯学習の場を提供するため、中央館としての社会教育センターと、東・中・西の各地区に6・6・18公民分館および中・西の各地区に3・2公民分館分室を設けています。

なお令和元年度における社会教育センター及び公民分館（分室含む）の利用状況は次表のとおりです。

(1) 東地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔舎衙	211	2,849	561	5,426	0	0	36	363	1	7	148	1,015	957	9,660
豊浦	0	0	571	5,338	0	0	0	0	14	254	7	62	592	5,654
縄手	0	0	158	1,183	0	0	6	102	0	0	49	585	213	1,870
石切	3	38	414	3,176	2	20	74	612	114	617	0	0	607	4,463
縄手南	0	0	712	8,103	12	257	8	132	0	0	47	909	779	9,401
池島	82	566	184	1,256	0	0	0	0	0	0	5	38	271	1,860
東地区合計	296	3,453	2,600	24,482	14	277	124	1,209	129	878	256	2,609	3,419	32,908

(2) 中地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英田	1	7	457	9,089	0	0	4	96	0	0	12	82	474	9,274
(南分室)	20	147	208	1,714	0	0	0	0	0	0	43	428	271	2,289
(北分室)	0	0	223	1,714	14	497	18	272	1	7	121	1,172	377	3,662
盾津鴻池	2	17	835	7,098	1	12	89	1,790	0	0	95	735	1,022	9,652
(分室)	0	0	2	53	16	232	71	962	5	59	23	432	117	1,738
岩田	0	0	728	9,486	5	86	11	498	0	0	10	144	754	10,214
若江	0	0	519	3,879	0	0	6	230	13	180	7	92	545	4,381
玉串	0	0	364	3,356	0	0	47	981	0	0	5	52	416	4,389
盾津東	0	0	911	7,476	0	0	8	91	0	0	17	163	936	7,730
中地区合計	23	171	4,247	43,865	36	827	254	4,920	19	246	333	3,300	4,912	53,329

(3) 西地区公民分館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒川	11	119	400	2,304	14	124	10	147	0	0	69	841	504	3,535
長堂	1	10	155	1,484	14	137	101	1,664	35	514	17	208	323	4,017
三ノ瀬	0	0	787	5,595	0	0	14	143	2	34	0	0	803	5,772
高井田東	17	294	332	3,152	8	90	18	264	0	0	12	199	387	3,999
森河内	42	425	482	5,267	39	486	81	825	3	21	58	698	705	7,722
菱屋西	73	693	465	2,790	31	563	18	257	6	69	27	414	620	4,786
(永和分室)	0	0	1,169	12,212	0	0	0	0	21	482	53	770	1,243	13,464
太平寺	27	212	235	2,206	0	0	7	102	29	441	21	238	319	3,199
高井田西	1	28	218	1,528	22	284	60	602	0	0	16	200	317	2,642
楠根	43	280	242	2,771	0	0	27	366	2	20	12	97	326	3,534
長瀬西	3	19	170	934	5	57	8	76	2	20	9	81	197	1,187
長瀬東	0	0	216	1,361	0	0	60	863	0	0	14	219	290	2,443
小阪	7	97	587	3,429	6	51	57	525	3	30	37	380	697	4,512
上小阪	0	0	265	2,074	3	18	6	99	0	0	37	369	311	2,560
意岐部	64	473	93	729	0	0	6	111	6	120	2	20	171	1,453
柏田	9	32	0	0	3	35	1	12	0	0	0	0	13	79
(分室)	4	106	102	731	7	192	8	141	0	0	12	199	133	1,369
弥刀	3	32	82	1,163	0	0	8	67	1	8	17	209	111	1,479
長瀬北	2	26	425	3,533	0	0	19	383	1	32	0	0	447	3,974
大蓮	5	108	1,339	14,426	0	0	19	725	2	39	0	0	1,365	15,298
西地区合計	312	2,954	7,764	67,689	152	2,037	528	7,372	113	1,830	413	5,142	9,282	87,024

(4) 社会教育センター月別利用状況

月	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	1	11	9	68	1	10	1	10	0	0	0	0	12	99
6	2	60	85	777	13	113	1	11	2	12	1	24	104	997
7	0	0	81	670	14	118	0	0	0	0	3	55	98	843
8	0	0	68	520	15	99	4	82	1	8	2	17	90	726
9	0	0	73	629	12	98	3	61	0	0	5	105	93	893
10	4	55	76	622	10	86	0	0	0	0	5	106	95	869
11	23	362	71	606	9	93	0	0	0	0	3	83	106	1,144
12	8	108	196	545	11	136	1	8	1	11	2	50	219	858
1	0	0	62	353	8	73	0	0	1	9	2	41	73	476
2	0	0	57	505	12	131	0	0	3	48	2	48	74	732
3	0	0	69	675	11	110	0	0	0	0	3	39	83	824
計	38	596	847	5,970	116	1,067	10	172	8	88	28	568	1,047	8,461

(5) 公民館利用状況

	公民館事業		グループ活動		社会教育関係		社会福祉関係		市関係		その他		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会	38	596	847	5,970	116	1,067	10	172	8	88	28	568	1,047	8,461
分	631	6,578	14,611	136,036	202	3,141	906	13,501	261	2,954	1,002	11,051	17,613	173,261
総計	669	7,174	15,458	142,006	318	4,208	916	13,673	269	3,042	1,030	11,619	18,660	181,722

(6) 年度別公民館・公民分館利用状況

(東地区分館)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
孔舎衛	1,518	23,867	1,470	23,369	957	9,660	-513	-13,709
豊浦	847	13,430	800	14,052	592	5,654	-208	-8,398
縄手	478	8,187	373	10,723	213	1,870	-160	-8,853
石切	1,394	11,698	1,252	10,721	607	4,463	-645	-6,258
縄手南	1,196	19,881	1,013	33,009	779	9,401	-234	-23,608
池島	534	4,436	509	4,591	271	1,860	-238	-2,731
合計	5,967	81,499	5,417	96,465	3,419	32,908	-1,998	-63,557

(中地区分館)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
英田	695	13,368	614	11,646	474	9,274	-140	-2,372
(南分室)	397	3,974	343	9,591	271	2,289	-72	-7,302
(北分室)	474	6,462	410	8,363	377	3,662	-33	-4,701
盾津鴻池	1,402	13,968	1,350	19,534	1,022	9,652	-328	-9,882
(分室)	182	6,110	171	3,848	117	1,738	-54	-2,110
岩田	1,021	13,381	1,194	20,831	754	10,214	-440	-10,617
若江	251	5,692	595	8,807	545	4,381	-50	-4,426
玉串	956	13,597	859	12,355	416	4,389	-443	-7,966
盾津東	1,202	10,598	1,044	9,297	936	7,730	-108	-1,567
合計	6,580	87,150	6,580	104,272	4,912	53,329	-1,668	-50,943

(西地区分館)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
荒川	888	10,577	775	23,880	504	3,535	-271	-20,345
長堂	859	16,627	724	14,316	323	4,017	-401	-10,299
三ノ瀬	1,367	15,051	1,208	12,085	803	5,772	-405	-6,313
高井田東	567	7,901	505	7,278	387	3,999	-118	-3,279
森河内	1,150	20,976	961	19,177	705	7,722	-256	-11,455
菱屋西	1,049	10,427	939	10,722	620	4,786	-319	-5,936
(永和分室)	1,732	20,106	1,606	19,896	1,243	13,464	-363	-6,432
太平寺	545	7,308	473	6,688	319	3,199	-154	-3,489
高井田西	496	6,345	465	11,367	317	2,642	-148	-8,725
楠根	559	13,138	548	13,036	326	3,534	-222	-9,502
長瀬西	618	9,127	574	8,589	197	1,187	-377	-7,402
長瀬東	487	8,032	444	7,450	290	2,443	-154	-5,007
小阪	1,209	13,379	1,023	11,531	697	4,512	-326	-7,019
上小阪	467	5,188	450	11,572	311	2,560	-139	-9,012
意岐部	192	2,181	226	2,328	171	1,453	-55	-875
柏田	95	1,073	64	752	13	79	-51	-673
(分室)	343	6,530	371	7,239	133	1,369	-238	-5,870
弥刀	549	9,092	502	8,312	111	1,479	-391	-6,833
長瀬北	808	13,520	774	10,127	447	3,974	-327	-6,153
大蓮	933	15,204	1,767	24,279	1,365	15,298	-402	-8,981
(長瀬南分室)	489	9,641						
合計	15,402	221,423	14,399	230,624	9,282	87,024	-5,117	-143,600

※大蓮公民分館長瀬南分室は大蓮公民分館との統合に伴い、平成31年3月31日をもって閉館。

(社会教育センター・公民分館)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		前年比	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
社会教育センター	1,678	35,891	1,489	35,087	1,047	8,461	-442	-26,626
公民分館計	27,949	390,072	26,396	431,361	17,613	173,261	-8,783	-258,100
総合計	29,627	425,963	27,885	466,448	18,660	181,722	-9,225	-284,726

10. 公民館関係事業

1. 東大阪市立公民館運営審議会

当審議会は、社会教育センター館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について、調査審議するものとして設置されています。

(1) 審議会委員(令和2年度)

(敬称略)

氏名	所属等	備考
原口 武志	市立小学校長会	
北村 和久	市立中学校長会	
釋 香織	市立幼稚園長会	
吉金 英明	東大阪市体育連盟	
山田 朱美	東大阪市文化連盟	
清水 馨	東大阪市青少年指導員協議会	
松山 達雄	東大阪市PTA協議会	
喜多 文夫	東大阪少年補導協会	会長
金谷 好一	東大阪市立公民分館運営委員長協議会	
鎌田 猶子	東大阪市地域婦人団体協議会	
住山 仁美	(社) 東大阪市社会福祉協議会	
大江 米次郎	大阪樟蔭女子大学教授	
佐野 茂	大阪商業大学教授	

(2) 審議会開催状況

回	日 時	場 所	審 議 事 項 等
1	令和3年2月26日(金)	書面開催	① 新型コロナウイルス感染症拡大状況下における公民分館の運営状況について

2. 東大阪市立公民分館運営委員長協議会

当協議会は、東大阪市に設置された各公民分館の運営管理を円滑適正に推進するため、また、相互の連携を深め、もって東大阪市における公民分館活動の向上とその発展を期するために設置されています。

(1) 運営委員長名 (令和2年度)

(敬称略)

分館名	委員長名	分館名	委員長名
孔舎衙	清家忠洋	高井田東	岩浅哲治
豊浦	中谷廣司	森河内	大森清
縄手	碓誠則	菱屋西	竹田宗彦
石切	田原広史	太平寺	山田稔
縄手南	中山徳三	高井田西	塩川芳英
池島	大西喬	楠根	永井一之
英田	中濱萬年	長瀬西	義之利行
盾津鴻池	西田繁一	長瀬東	松浦隆
岩田	田中勝治	小阪	倉橋一平
若江	畑中檜雄	上小阪	北木忠嗣
玉串	湯浅昭夫	意岐部	佐々木勲
盾津東	中谷孝	柏田	山内貞義
荒川	濱浩	弥刀	上田武司
長堂	茨木良和	長瀬北	島崎充
三ノ瀬	金谷好一	大蓮	沖村宏八郎

(2) 協議会開催状況

回	日時	場所	審議事項等
1	令和2年9月7日(月)	社会教育センター	①令和2・3年度 役員の選任 ②令和2年度事業計画及び予算(案) ③公民分館管理人永年功労者感謝状贈呈について ④第31回東大阪市民文化芸術祭実行委員の推薦について ⑤令和2年度研修会の実施について

2	令和3年3月16日(火)	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年度事業報告書及び会計報告 ② 令和3年度業務委託契約事務について ③ 公民分館管理人永年功労者の推薦について ④ 各公民分館における消防用設備保守点検委託について ⑤ 連絡便送業務について ⑥ 公民分館運営(貸館業務等)について
---	--------------	------	---

3. 公民分館文化祭・体育祭実施状況

(共催・協力等の事業を含む)

分館名	文化祭実施日	文化祭内容	体育祭実施日	体育祭内容
孔舎衙				
豊浦				
縄手				
石切				
縄手南				
池島				
英田				
盾津鴻池				
岩田				
若江				
玉串				
盾津東				
荒川				
長堂				
三ノ瀬				
高井田東				
森河内				
菱屋西				
菱屋西				
永和分室				
太平寺				
高井田西				
楠根				
長瀬西				
長瀬東				
小阪				
上小阪				
意岐部				
柏田			10月18日	グランドゴルフ大会
柏田分室				
弥刀				
長瀬北				
大蓮				

新型コロナウイルス
 感染症拡大の影響
 により公民分館
 文化祭は全て中止

4. 公民分館案内

分館名	開設年	所在地	電話番号
孔舎衛公民分館	S61.3.31	日下町5-3-38	072-985-8791
豊浦公民分館	M10.11.11	豊浦町12-5	072-982-4371
縄手公民分館	S47.7.29	御幸町7-4	072-984-0142
石切公民分館	S59.9.23	北石切町1-7	072-984-1260
縄手南公民分館	H3.3.30	下六万寺町1-1-29	072-985-1690
池島公民分館	H18.1.5	池島町4-3-8	072-985-1123
英田公民分館	S54.3.31	吉田4-5-38	072-962-2572
(英田)北分室	H2.4.1	松原1-1-6	072-966-5731
(英田)南分室	S42.2.1	吉田1-5-27	072-961-1005
盾津鴻池公民分館	H2.7.24	鴻池町1-18-19	06-6746-0406
(盾津鴻池)分室	H2.4.1	東鴻池町5-4-1	072-966-5741
岩田公民分館	S42.7.28	岩田町5-10-13	072-962-5904
若江公民分館	S42.8.17	若江北町3-3-21	06-6722-6400
玉串公民分館	S56.3.31	玉串町西2-1-33	072-965-1927
盾津東公民分館	S57.3.31	川田2-27-28	072-965-6770
荒川公民分館	H10.10.5	荒川1-8-19	06-6721-3597
長堂公民分館	S58.3.31	長堂1-17-29	06-6781-2910
三ノ瀬公民分館	S62.1.25	三ノ瀬1-6-53	06-6721-8910
高井田東公民分館	S35.5.20	高井田元町1-18-2	06-6781-4763
森河内公民分館	S62.7.23	森河内東1-38-18	06-6781-2995
菱屋西公民分館	H6.4.26	菱屋西4-10-22	06-6721-9720
(菱屋西)永和分室	H30.4.2	永和2-15-25	06-6726-6403
太平寺公民分館	H2.3.31	太平寺2-9-32	06-6721-8951
高井田西公民分館	H1.7.15	高井田本通4-7-17	06-6781-3380
楠根公民分館	S56.7.31	稲田本町2-5-12	06-6744-3320
長瀬西公民分館	S60.3.31	柏田本町12-3	06-6721-2983
長瀬東公民分館	S55.3.31	大蓮東2-10-1	06-6721-2984
小阪公民分館	S59.8.25	下小阪1-16-1	06-6721-3468
上小阪公民分館	H4.10.28	上小阪3-15-24	06-6721-9681
意岐部公民分館	S47.8.1	御厨中2-3-24	06-6781-4667
柏田公民分館	S52.3.9	柏田西3-10-44	06-6720-7189
(柏田)分室	H2.4.1	柏田西3-9-2	06-6729-2341
弥刀公民分館	S54.3.31	近江堂1-13-20	06-6721-9682
長瀬北公民分館	S61.3.31	吉松2-13-28	06-6720-7489
大蓮公民分館	H31.4.1	大蓮南2-8-32	06-6729-2306

11. 市民講座講師登録制度(「まちのすぐれもの」)

1. はじめに

高齢社会、生涯学習ニーズ多様化の時代である今日、市民の方々の中から多彩な特技や才能をお持ちの方に、生涯学習を指導していただくために、「市民講座講師登録制度」(まちのすぐれもの)が平成9年10月に発足しました。

2. 登録状況

文学、歴史、人権、語学、簿記、生花、書道、押し花、手芸、スポーツ、コーラス、絵画、体操、子育て、紙芝居、囲碁、手品、パソコン関連等、登録申請された方々の得意ジャンルは多岐にわたっており、令和2年度登録者数(2年毎に更新)は、延べ54人です。

3. 今後の課題

高齢社会のさらなる進行を踏まえて、高齢者の活躍の機会を創出するとともに、有為な人材を発掘し、市民講座の質の向上に努めていく必要があります。そのため、さらに積極的なPR方法を検討するとともに、近隣市町村との連携や情報システムの導入等が課題となっています。

市民講座講師登録制度
市立社会教育センター

まちのすぐれもの
大募集

生涯学習社会の実現のため、社会教育センターでは、市民の皆様の多彩な特技や資格を当センターが主催する市民講座などで活かしていただくこと「市民講座講師登録制度」を設けています。語学・音楽・スポーツ・パソコンなど、ジャンルは問いません。「私はこれなら教えられる」、「これを教えたい」と思っておられる方は是非登録して下さい。機会があれば、市民講座の講師を、又PTAやグループの指導などやってみませんか。・

※ グループ活動で講師を採っておられる方、一度ご相談下さい。(登録者はボランティアとして扱います)・

東大阪市民社会教育センター

TEL 06-6789-4100 FAX 06-6789-5212

(1) 東大阪市立社会教育センター条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第6号

改正

平成3年6月24日条例第18号

平成25年3月31日条例第9号

平成27年3月31日条例第25号

(設置)

第1条 生涯教育の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、本市に社会教育センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 社会教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立社会教育センター

位置 東大阪市長堂一丁目

2 社会教育センターに分館を設け、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 社会教育センターは、次の事業を行う。

- (1) 社会教育活動に係る情報の収集、提供及び指導に関すること。
- (2) 社会教育活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。
- (3) 社会教育活動に係る講座及び学級に関すること。
- (4) 視聴覚教育の振興に関すること。
- (5) 社会教育関係の団体及び機関に関すること。
- (6) 市民に生涯学習の場を提供すること。
- (7) 前各号のほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 社会教育センター及び分館の施設及び別に定める設備等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付けることができる。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 社会教育法第23条に規定する行為をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を受けた者に対して使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- (2) 前条の使用許可の制限事由が発生したとき。

(原状回復)

第7条 使用の許可を受けた者は、使用を終わったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第8条 使用の許可を受けた者は、使用中に建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員)

第9条 社会教育センターに、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(昭和58年教委規則第3号で昭和58年5月14日から施行)

附 則 (平成3年6月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第2条の規定による廃止前の東大阪市立公民館条例第3条第1項の許可で施行日以後の使用に係るものを受けた者については、施行日において、第1条の規定による改正後の東大阪市立社会教育センター条例第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成31年3月29日条例第16号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

名称	位置
東大阪市立社会教育センター孔舎衛公民分館	東大阪市日下町五丁目
東大阪市立社会教育センター豊浦公民分館	東大阪市豊浦町
東大阪市立社会教育センター縄手公民分館	東大阪市御幸町
東大阪市立社会教育センター石切公民分館	東大阪市北石切町
東大阪市立社会教育センター縄手南公民分館	東大阪市下六万寺町一丁目
東大阪市立社会教育センター池島公民分館	東大阪市池島町四丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館	東大阪市鴻池町一丁目
東大阪市立社会教育センター岩田公民分館	東大阪市岩田町五丁目
東大阪市立社会教育センター若江公民分館	東大阪市若江北町三丁目

東大阪市立社会教育センター玉串公民分館	東大阪市玉串町西二丁目
東大阪市立社会教育センター盾津東公民分館	東大阪市川田二丁目
東大阪市立社会教育センター荒川公民分館	東大阪市荒川一丁目
東大阪市立社会教育センター長堂公民分館	東大阪市長堂一丁目
東大阪市立社会教育センター三ノ瀬公民分館	東大阪市三ノ瀬一丁目
東大阪市立社会教育センター高井田東公民分館	東大阪市高井田元町一丁目
東大阪市立社会教育センター森河内公民分館	東大阪市森河内東一丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館	東大阪市菱屋西四丁目
東大阪市立社会教育センター太平寺公民分館	東大阪市太平寺二丁目
東大阪市立社会教育センター高井田西公民分館	東大阪市高井田本通四丁目
東大阪市立社会教育センター楠根公民分館	東大阪市稲田本町二丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬西公民分館	東大阪市柏田本町
東大阪市立社会教育センター長瀬東公民分館	東大阪市大蓮東二丁目
東大阪市立社会教育センター小阪公民分館	東大阪市下小阪一丁目
東大阪市立社会教育センター上小阪公民分館	東大阪市上小阪三丁目
東大阪市立社会教育センター意岐部公民分館	東大阪市御厨中二丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター弥刀公民分館	東大阪市近江堂一丁目
東大阪市立社会教育センター長瀬北公民分館	東大阪市吉松二丁目
東大阪市立社会教育センター大蓮公民分館	東大阪市大蓮南二丁目

(2) 東大阪市立社会教育センター条例施行規則

昭和58年5月14日東大阪市教育委員会規則第4号

改正

平成6年3月31日教育委員会規則第2号

平成20年3月31日教育委員会規則第10号

平成25年3月31日教育委員会規則第9号

平成26年1月16日教育委員会規則第1号

平成27年4月21日教育委員会規則第12号

平成30年3月20日教育委員会規則第7号

平成31年4月26日教育委員会規則第9号

東大阪市立社会教育センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 社会教育センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会が特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 社会教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第1）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用予定日の3月前から3日前までに行わなければならない。ただし、教

育委員会が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

3 教育委員会は、使用の許可をしたときは、使用許可書（様式第2）を交付する。

（遵守事項）

第5条 使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- （2） 使用許可のない物件を使用しないこと。
- （3） 火災及び盗難に留意すること。
- （4） 使用後は、速やかに原状に復し、清掃すること。
- （5） 前各号のほか、係員の指示に従うこと。

（実費徴収）

第6条 使用者が、電話、ガス、水道等を使用するときは、その実費を徴収することができる。

（入館の制限等）

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

- （1） 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をしたとき、又はするおそれがあるとき。
- （2） その他、管理上支障があると認めるとき。

（公民分館運営委員会）

第8条 公民分館に公民分館運営委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の委員の定数は、30人以内とする。ただし、運営上必要があるときは、増員することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、公民分館ごとに、当該公民分館の所在する区域の中で各種団体の推せんその他の方法により選ばれた者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員会の任務）

第9条 委員会は、公民分館の行なう各種事業の企画、実施について協力するものとする。

（分室）

第10条 公民分館に分室を設け名称及び位置は次のとおりとする。

(名称)	(位置)
東大阪市立社会教育センター盾津鴻池公民分館分室	東大阪市東鴻池町五丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館南分室	東大阪市吉田一丁目
東大阪市立社会教育センター英田公民分館北分室	東大阪市松原一丁目
東大阪市立社会教育センター柏田公民分館分室	東大阪市柏田西三丁目
東大阪市立社会教育センター菱屋西公民分館永和分室	東大阪市永和二丁目

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月31日教委規則第9号)

1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例(平成25年東大阪市条例第9号)の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成26年1月16日教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月21日教委規則第12号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日教委規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第9号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

様式第1（第4条第1項関係）社会教育センター使用許可申請書 . . . 省略

様式第2（第4条第3項関係）社会教育センター使用許可書 . . . 省略

(3) 東大阪市立公民館運営審議会条例

昭和58年3月31日東大阪市条例第7号

改正

平成12年3月31日条例第5号

平成24年3月30日条例第4号

平成27年3月31日条例第25号

東大阪市立公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、東大阪市立社会教育センターに東大阪市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委員の委嘱基準等)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の定数は、20人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、東大阪市立社会教育センター条例（昭和58年東大阪市条例第6号）の施行の日から施行する。

2 東大阪市立公民館条例（昭和42年東大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成12年3月31日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第25号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(4) 東大阪市立野外活動センター条例

平成8年12月18日東大阪市条例第28号

(設置)

第1条 自然の中での野外活動を通じて、市民の自然保護意識の醸成及び青少年の健全育成を図るとともに、市民が充実した余暇を過ごすことができるようにするため、本市に野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立野外活動センター

位置 東大阪市六万寺町1丁目

2 センターに、愛称を付することができる。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 野外活動に係る指導及び相談に関すること。
- (2) 野外活動に係る指導者の養成及び研修に関すること。
- (3) 自然環境に係る学習の機会を提供すること。
- (4) 野外活動の普及及び奨励に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用許可)

第4条 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、第13条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を行う場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 使用の目的が、センターの設置の目的にそぐわないとき。
- (5) 管理上その他指定管理者においてセンターの使用について支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

（センター内の禁止行為）

第7条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの敷地又は施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立入禁止地域に立ち入ること。
- (3) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (4) 指定された場所以外の場所で野営、たき火又は炊き火をすること。
- (5) 指定された場所以外の場所で喫煙をすること。
- (6) 物品の販売をすること。
- (7) 植物及び岩石を採取すること。
- (8) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (9) 建物の壁、柱等にはり紙、釘打ち等をすること。
- (10) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をすること。

（入場の制限等）

第8条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

2 センターの利用者のうち、センターの附属設備を使用しようとする者は、教育委

員会が定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損害賠償)

第12条 使用者又はセンターの入場者は、センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) センターの使用の許可及び使用の許可の取消し等に関すること。
- (3) センターの入場の制限等に関すること。
- (4) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成9年教育委員会規則第2号で平成9年5月3日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第67号)

1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第14条を第23

条とする改正規定及び第13条の次に9条を加える改正規定（第14条から第16条までの規定に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（平成18年教育委員会規則第1号で平成18年4月1日から施行）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の東大阪市立野外活動センター条例第4条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立野外活動センター条例第4条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則（平成25年3月31日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月31日条例第21号）抄

（施行期日）

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。（平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行）

別表（第4条第1項・第9条第1項関係）

区分	単位	料金
バンガロー(12人用)	1棟 1泊	9,600円
バンガロー(6人用)	1棟 1泊	4,800円
フレッシュエアテント	1張 1泊	4,000円
テント	1張 1泊	3,200円
研修室(大)	午前9時から午後9時まで	5,000円
	午前9時から正午まで	1,500円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
	午後6時から午後9時まで	1,500円
研修室(小)	午前9時から午後9時まで	2,000円
	午前9時から正午まで	600円
	午後1時から午後5時まで	800円
	午後6時から午後9時まで	600円

(5) 東大阪市立野外活動センター条例施行規則

平成9年3月5日東大阪市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立野外活動センター条例（平成8年東大阪市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(愛称)

第2条 東大阪市立野外活動センター（以下「センター」という。）の愛称は、自由の森なるかわとする。

(休所日)

第3条 センターの休所日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 1月から6月まで及び9月から12月までの火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、その翌日以降休日が連続することとなる場合においては、連続する休日の最後の休日の翌日とする。）

(2) 1月1日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用許可の申請等)

第4条 条例第4条第1項に規定する許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の7日前までに、東大阪市立野外活動センター使用許可申請書（様式第1）を指定管理者に提供しなければならない。

2 使用許可の申請は、使用日の6月前（市外居住者にあつては3月前）から受理するものとする。

3 指定管理者は、使用許可を行ったときは、東大阪市立野外活動センター使用許可書（様式第2。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用期間は、引続き3日を超えることができない。ただし、指定

管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、この限りでない。

(バンガロー等の使用時間)

第6条 バンガロー、フレッシュエアテント及びテントの使用時間は、入所日の午後3時から退所日の午後2時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合において、教育委員会が承認したときは、その時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用中止の届出)

第7条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する必要がなくなったときは、速やかに指定管理者に東大阪市立野外活動センター使用中止届書(様式第3)を提出しなければならない。

(使用料)

第8条 条例第9条第2項に規定する附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第10条のただし書の規定による使用料を還付できる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力により使用することができなくなったとき 全額

(2) 第7条の規定による届出を使用日の30日前までに行ったとき 5割相当額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東大阪市立野外活動センター使用料還付請求書(様式第4)に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(許可書の提示)

第10条 使用者は、センターの入所時に使用許可書を提示しなければならない。

(細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年5月3日から施行する。

附 則(平成14年3月22日教委規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月25日教委規則第18号）

この規則は、東大阪市立野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第67号）の施行の日から施行する。ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定（第12条第2項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月17日教委規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年7月31日教委規則第12号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日教委規則第9号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別表（第8条関係）

附属設備の区分	単位	料金	備考
野外炉（バーベキューロストル）	1基 1回	1,000円	
炊事用具	1人 1日	100円	宿泊施設に備え付けられているものは除く。
シート	1枚	200円	

簡易ロストル	1台 1回	500円	
ランタン	1台	300円	
石油ファンヒーター	1台	300円	石油ファンヒーターの灯油タンク一杯分
コイン式シャワー	1回	100円	シャワー室のシャワーに限る。
コイン式空調機	1回	100円	

様式第1（第4条第1項関係） . . . 省略

様式第2（第4条第3項関係） . . . 省略

様式第3（第7条関係） . . . 省略

様式第4（第9条第2項関係） . . . 省略

(6) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例

平成9年7月4日東大阪市条例第24号

(設置)

第1条 東大阪市立学校の余裕教室を活用して、地域の生涯学習活動の振興を図るため、本市に地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生涯学習ルームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用許可)

第3条 生涯学習ルームを使用しようとする者は、あらかじめ、第9条の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用を許可してはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 生涯学習ルームの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。

(4) 使用の目的が、生涯学習ルームの設置の目的にそぐわないとき。

(5) 管理上その他指定管理者において生涯学習ルームの使用又は学校の運営に支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、生涯学習ルームの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。

(2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、生涯学習ルームの使用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(設備の許可等)

第7条 使用者は、生涯学習ルームの使用に関し特別な設備を行おうとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の設備に伴う費用は、すべて使用者の負担とする。

3 第1項に規定する設備を行った者は、生涯学習ルームの使用が終わったとき、又は生涯学習ルームの使用の許可を取り消されたときは、自らの費用をもって直ちに設備を撤去し、原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者又は生涯学習ルームの入館者は、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 生涯学習ルームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、生涯学習ルームの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う生涯学習ルームの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 生涯学習ルームの維持管理に関すること。

(2) 生涯学習ルームの使用の許可、使用の許可の取消し等及び設備の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成9年教委規則第12号で平成9年9月23日から施行)

附 則 (平成17年7月25日条例第66号)

- 1 この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第10条を第19条とする改正規定及び第9条の次に9条を加える改正規定(第10条から第12条までの規定に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(平成18年教委規則第1号で平成18年4月1日から施行)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条及び第7条の規定により教育委員会が行った許可で施行日以後の使用に係るものについては、施行日以後においては改正後の東大阪市立地域生涯学習ルーム条例第3条第1項の指定管理者が行ったものとみなす。

附 則 (平成25年3月31日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。(平成25年規則第69号で平成25年8月1日から施行)

別表(第2条関係)

名称	位置
東大阪市立花園地域生涯学習ルーム	東大阪市花園本町2丁目

(7) 東大阪市立地域生涯学習ルーム条例施行規則

平成9年9月11日東大阪市教育委員会規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例（平成9年東大阪市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 地域生涯学習ルーム（以下「生涯学習ルーム」という。）の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更することができる。

名称	開館時間
花園地域生涯学習ルーム	午前9時から午後9時まで

2 生涯学習ルームの休館日は、次の表に掲げる日並びに1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
花園地域生涯学習ルーム	月曜日及び木曜日

(使用許可の申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、地域生涯学習ルーム使用許可申請書（様式第1）を指定管理者に提出しなければならない。申請した事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請は、使用の日の3月前までのものについては、受理しない。

3 生涯学習ルームの使用を許可したときは、地域生涯学習ルーム使用許可書（様式第2）を交付する。

(使用許可を受けた者の遵守事項)

第4条 使用の許可を受けた者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げ

る事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた施設又は設備以外のものを使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 生涯学習ルームへの入館者に対して次条に定める事項を守らせること。
- (6) 管理上の必要な指示に従うこと。

(生涯学習ルーム内の禁止行為)

第5条 生涯学習ルーム内においては、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食又は喫煙すること。
- (2) 騒音、放歌その他他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) 館内を不潔にすること。
- (4) 管理上の指示に反する行為をすること。

(入館の制限等)

第6条 前条の規定に違反する者に対して、指定管理者は、生涯学習ルームへの入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

附 則

この規則は、平成9年9月23日から施行する。

附 則（平成17年7月25日教委規則第17号）

この規則は、東大阪市立地域生涯学習ルーム条例の一部を改正する条例（平成17年東大阪市条例第66号）の施行の日から施行する。ただし、第6条の次に2条を加える改正規定（第8条第2項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日教委規則第9号）

- 1 この規則は、東大阪市公の施設から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例（平成25年東大阪市条例第9号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成25年 7 月 31日教委規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 1 月 16日教委規則第 1 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 3 条第 1 項関係）・・・省略

様式第 2 （第 3 条第 3 項関係）・・・省略

(8) 東大阪市民講座講師登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市民立社会教育センターが主催する市民講座(前期・後期)の講師を広く市民より募集し、もって生涯学習社会の実現の一助とすることを目的とする。

(講師候補者の登録)

第2条 社会教育センター館長は、生涯教育に理解と情熱をもち、かつすぐれた特技・教養等を有する者で、日常的に活動可能な者を本人の申請(別紙様式-1)により市民講座講師候補者として登録することができる。

(登録の対象及び範囲)

第3条 社会教育センター館長は、次の各号に定める要件を満たす者を講師候補者として登録し、登録者名簿に記載する。

(1)原則として本市に居住または通勤する者。

(2)年齢20才以上の者。

(登録の有効期間及び更新)

第4条 登録の有効期間は、原則として2年間とする。ただし、申請者本人の申し出により更新することができる。

(講師の採用)

第5条 社会教育センター館長は、講師候補者の中から社会教育センターが主催する市民講座の講師として採用することができる。

(講師の職務内容)

第6条 前条において採用された講師の職務は、当該講師の特技・教養等に基づいたもので、講演・実習指導等の学習形態をとるものとする。

(講師に対する報酬)

第7条 講師としての活動は原則として無償とする。ただし、予算の範囲内で一定の謝礼金を支払うことができる。

(講師としての活動中の事故に対する補償)

第8条 講師がその職務活動中に起こった事故等については、社会教育センターが

加入する傷害保険を適用するものとする。

(他の関係機関等との連携)

第9条 この制度の実施にあたっては、関係機関等と密接な連携を保つものとする。

また、「東大阪市生涯学習推進計画」の推進方策とも連携するものとする。

(情報の公開)

第10条 この制度に係わる情報は公開を原則とし、市内に存する生涯学習関連施設に提供することができる。ただし、個人のプライバシーに関することはこの限りではない。

(実施上の留意事項)

第11条 この制度は社会教育法に基づいて実施されるものであり、営利、宗教、政治等の関連が疑われることのないよう配慮されなければならない。

(実施細目)

第12条 この要綱の実施について必要な事項は、社会教育センター館長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年3月10日から施行する。

(9) 社会教育法（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

《改正》平18法050

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

《改正》平11法087

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

《改正》平11法160

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

《改正》平11法160

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

《1項削除》平11法087

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

《改正》平11法087

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

《改正》平11法087

《改正》平13法106

《2項削除》平11法087

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

《改正》平11法087

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあっては、その委員は、当該法人の役員をもって充てるものとする。

《改正》平11法087

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《全改》平20法059

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

《追加》平20法059

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあっては、公民館の維持運営のために、特別会

計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

《改正》平11法160

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

(1) 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

(2) 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

《改正》平11法160

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあっては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあっては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

